

第3期 東御市教育大綱

第3期 東御市教育基本計画

概要版

第3期 教育大綱

1 大綱策定の趣旨

子どもたちは前向きに立ち向かい、自ら考え、自ら選択する力を養い、自らの人生を切り拓ける子どもたちを育てていくことは不変です。そのために、家庭や地域社会など、我々ができうる限りのことをしながら、支えていく必要があります。めざす教育の在り方の姿を定めるために、ここに大綱を策定します。

2 基本理念

互いを尊重し、ともに学び支え合い、
明日を拓く心豊かな人づくりを進めます。

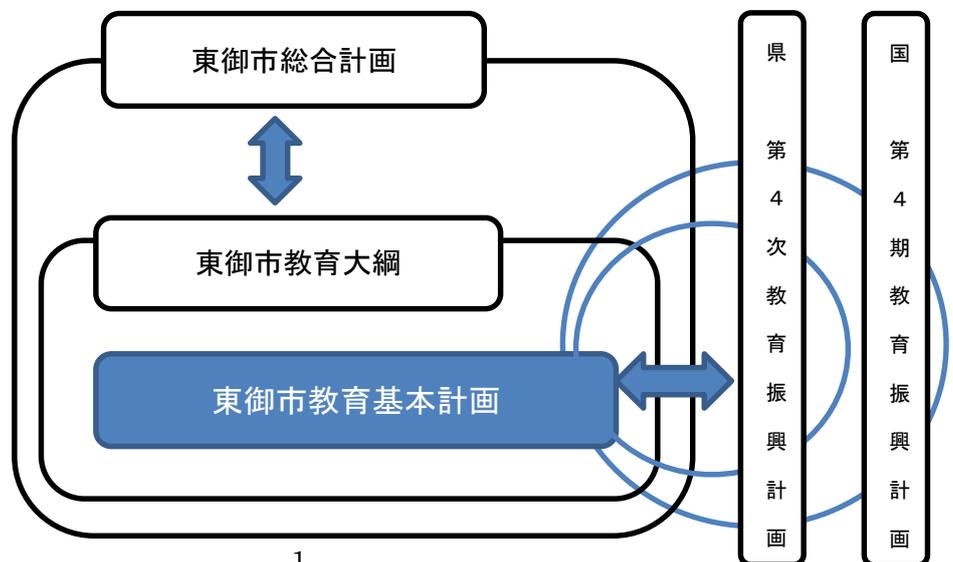
3 大綱の期間

第3期東御市教育大綱の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 大綱の位置づけ

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)により、市としての教育政策に関する方向性を明確化するため、市長において教育に関する「教育大綱」を策定するもので、教育行政の目標や施策の根本をなす方針です。

【大綱のイメージ】



第3期 東御市教育基本計画 子どもたちの未来のために

1 計画策定の趣旨

教育大綱に「互いを尊重しともに学び支え合い、明日を拓く心豊かな人づくりを進めます。」を据え、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この間、ICT（情報通信技術）の普及やグローバル化、少子高齢化が進行するなど、社会経済の状況は変化し、教育に関する課題も複雑化・多様化しています。

当市では、これらの背景を踏まえた上で、第2期計画に引き続き、今後も教育行政を総合的かつ計画的に推進するための「第3期東御市教育基本計画」を策定し、本市の教育の基本目標と取り組むべき施策の体系を明示するものです。

2 基本理念 子どもたちが健やかに成長する環境づくりと、
互いを尊重し、ともに学び支え合い、
明日を拓く心豊かな人づくりを進めます。

3 計画の期間

第3期東御市教育基本計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 第3期東御市教育基本計画策定の考え方

本計画における施策の体系は、第2期計画と同様に、①基本目標、②施策、③施策の方向、④主な事業、の4階層の構造とします。なお、第3期計画で取り組むべき教育施策等は、第2期計画中に実施してきた進行管理（点検・評価）の結果等を踏まえ、近年の教育を取り巻く社会の動向などを勘案し、各施策の方向ごとに今後対応すべき課題については第2期計画で設定した目標に対して未達成の取り組みはもちろんのこと、当初の目標は達成したものの、取り組みの進捗等により新たな課題が挙げられる取り組みについても、第3期計画において引き続き取り組むこととします。

5 第3期教育基本計画の基本理念、基本目標と施策

第3期教育基本計画の基本理念は、教育大綱と同じとし、9つの基本目標のもと、26の施策を設定し、様々な事業に取り組めます。体系は別紙のとおり。

6 計画の推進

教育基本計画は、学校、関係機関、団体、行政が一体となって社会全体で、それぞれの立場において責務を果たすことが重要です。本計画に位置付ける事業は、毎年度実施する事務点検評価等の対象項目と合致することから、計画の進捗管理については、事務点検評価等の中で実施することとします。

円滑に推進するため、社会情勢等の変化を的確に捉えて、推進状況等を考慮しながら、PDCAサイクルにより、計画内容の見直しを行います。

【別紙】基本目標と施策、施策の方向(主なもの)は次のとおり。

基本目標	施策	施策の方向 (主なもの)
1. 教育環境の整備	1. 学校事故の防止と安全管理	①危機管理マニュアルの見直しと研修の実施します。 ②避難訓練・不審者対応訓練の実施します。 ③通学路点検をします。
	2. 学校施設・環境の充実	①学校施設・環境の充実や安全管理を図ります。 ②学校施設、遊具、給食施設などの点検及び計画的な修繕を図ります。 ③通学路の危険個所の把握と関係機関との調整や周知をします。
2. 切れ目のない教育の推進	1. 不登校対策	①子どもの実態に寄り添った支援の実施をします。 ②ケースワーカーを配置し、教育相談、支援会議等の実施 ③アセスの実施により学校経営に役立て、不登校の未然防止につなげます。
	2. 多様な学びの場の提供	①心の教室相談員等を配置し、多様な学びの場を提供します。 ②個の実態に適した学びの場の設定に努めます。 ③学校での学びに抵抗のある子どものために中間教室など学校外の学びの場を提供します。
	3. 幼・保・小の連携	①幼保・小・中・高の連携を通して、切れ目のない支援体制を構築します。 ②就学前相談や校内支援会議を通じた教育相談の充実。
	4. インクルーシブな教育の実現	①発達特性が認められる子どもの早期発見と早期対応ができるようにします。 ②各校ニーズに添った特別支援教育支援員の配置
	5. 特別支援教育の充実	①特別支援学級や通級指導教室の共通理解を図る。 ②支援会議や構内教育支援委員会の活性化を図り、学びの場の柔軟な見直しにつなげます。 ③副学籍の運用が確実に行われるようにします。
3. 確かな学力と学びを育む教育	1. 学力向上	①算数・数学の少人数学習等を進め、課題に応じた個々の指導につなげます。 ②英語の楽しさを体感できる英語・外国語活動を目指します。 ③理科など、各教科の専門性を生かした授業づくりをし、子ども達の学力伸長を図ります。
	2. ICT教育の推進	①ICTを効果的に活用した、わかりやすく深まる授業の実現を図ります。 ②ICT教育支援員を配置します。
	3. 支える教職員のスキルアップ	①教職員の資質・力量の向上を図ります。
4. 心と身体を育む教育	1. 体力向上(体力づくり)	①新体力テストの統計処理結果を体力向上に役立てます。 ②放課後の有効活用を図り、気軽に、簡単に取り組める運動機会を設けます。
	2. 道徳教育	①教育活動を通し、よりよく生きる道徳的価値に向かい合い、実践する力をつけることを目指します。

		②道徳教育や人権教育を通して、いじめのない人間関係づくりを進めます。
	3. 食育	①学校毎の「食に関する指導の全体計画」に基づき、各教科等を通じて食育を進めます。 ②学校給食の適正な給食費を定めます。
5. 地域に開かれた学校	1. コミュニティスクール	①保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、よりよい教育の実現を目指します。
	2. キャリア教育	①社会人・職業人として自立し、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応していけるよう、幅広い能力の形成を支援します。
6. 青少年の健全育成の推進	1. 地域全体で子どもを育てる育成活動	①育成会を中心に、青少年の社会参画と異年齢・異世代の交流を深めます。 ②ジュニアリーダーの養成や地域を越えた交流事業を実施します。
	2. 青少年の非行・被害の防止活動	①青少年に有害な社会環境の浄化を図ります。 ②薬物使用が低年齢化していることから、薬物についての知識や防止のための講演会など、啓発活動を行います。
	3. ネットリテラシー教育	①小学1年生から中学3年生までを対象にネットリテラシー授業を実施します。また、市民向けの講演会を実施します。
	4. 子どもの放課後活動	①児童館と放課後児童クラブの充実を図り、子どもが子どもらしく主体的に過ごす時間を創出します。
7. 人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進	1. 生涯学習の場づくり	①市民の学習ニーズを捉え、要望を反映した学習機会の提供を図ります。 ②公民館予約システムを導入し、利便性の向上を図ります。
	2. 地域の人材育成	①指導者・後継者の人材を発掘するため、「ふれあい人材バンク」の登録者の増員を図ります。
	3. 公民館事業	①講義室や各学習室を利用した講座・講演会等を開催することにより、自主学习等を推進する機運の醸成を図ります。
	4. 図書館の利活用	①利用実態に沿った蔵書の更新や、現在ある本を利用してもらう工夫、寄贈本の積極的受入を行います。 ②魅力的な行事等を企画し、未利用者の獲得に努めます。
8. 文化財の保存と活用	1. 文化財の保存と活用	①指定文化財や古文書などを良好な状態に保ち、未指定の文化財は後世まで保護する観点から、市指定文化財として指定を推進します。 ②伝統行事継承のため保存活動や地域・団体等に対し保存活動や伝統行事に対する支援を行い、担い手育成活動について支援を行います。
	2. 地域の文化や伝統行事の継承	①歌舞伎などの伝統行事の後継者不足を解消や無形民俗文化財など、担い手育成や継承活動について支援を行います。
9. 人権尊重の推進	1. 学校における人権同和教育	①教職員を対象とした人権同和教育講演会・人権同和研究授業・人権同和教育研修を開催し、人権同和教育の実践を図ります。